

かかりつけ医機能報告制度について



©岡山県「ももっち・うらっち」

令和8年1月27日（火）

岡山県保健医療部 医療推進課

1

医療機関の機能に関する報告制度（医療法に基づくもの）

平成19年4月～	平成26年10月～	令和4年4月～	令和7年4月～
医療機能情報提供制度	病床機能報告制度	外来機能報告制度	かかりつけ医機能報告制度
<p>●主な目的</p> <p>住民・患者が、病院等の選択を適切に行うための情報提供</p> <p>●報告を求める医療機関</p> <p>病院、診療所、助産所</p> <p>●主な報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 ・提供サービスや医療連携体制に関する事項 ・医療の実績、結果に関する事項 	<p>●主な目的</p> <p>地域医療構想の推進</p> <p>●報告を求める医療機関</p> <p>一般病床又は療養病床を有する病院、有床診療所</p> <p>●主な報告内容</p> <p>病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期から病棟単位で選択）</p>	<p>●主な目的</p> <p>医療資源を重点的に活用する外来の把握と、紹介受診重点医療機関の選定</p> <p>●報告を求める医療機関</p> <p>一般病床又は療養病床を有する病院、有床診療所</p> <p>●主な報告内容</p> <p>患者数、診療報酬算定件数、紹介率・逆紹介率</p>	<p>●主な目的</p> <p>地域におけるかかりつけ医機能の確保</p> <p>●報告を求める医療機関</p> <p>病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）</p> <p>●主な報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療領域ごと、疾患ごとの一次診療の対応可否 ・通常の診療時間外の診療の実施状況、入退院時の支援など

医療機関の皆様へ

かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

令和8年1～3月に、都道府県に対して
かかりつけ医機能報告を行うようお願いします

報告を行う対象医療機関

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、**全ての病院・診療所**が対象です。

医療機関の実施事項

報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県
にご報告をお願いします。

- ※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。
- ※かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

3

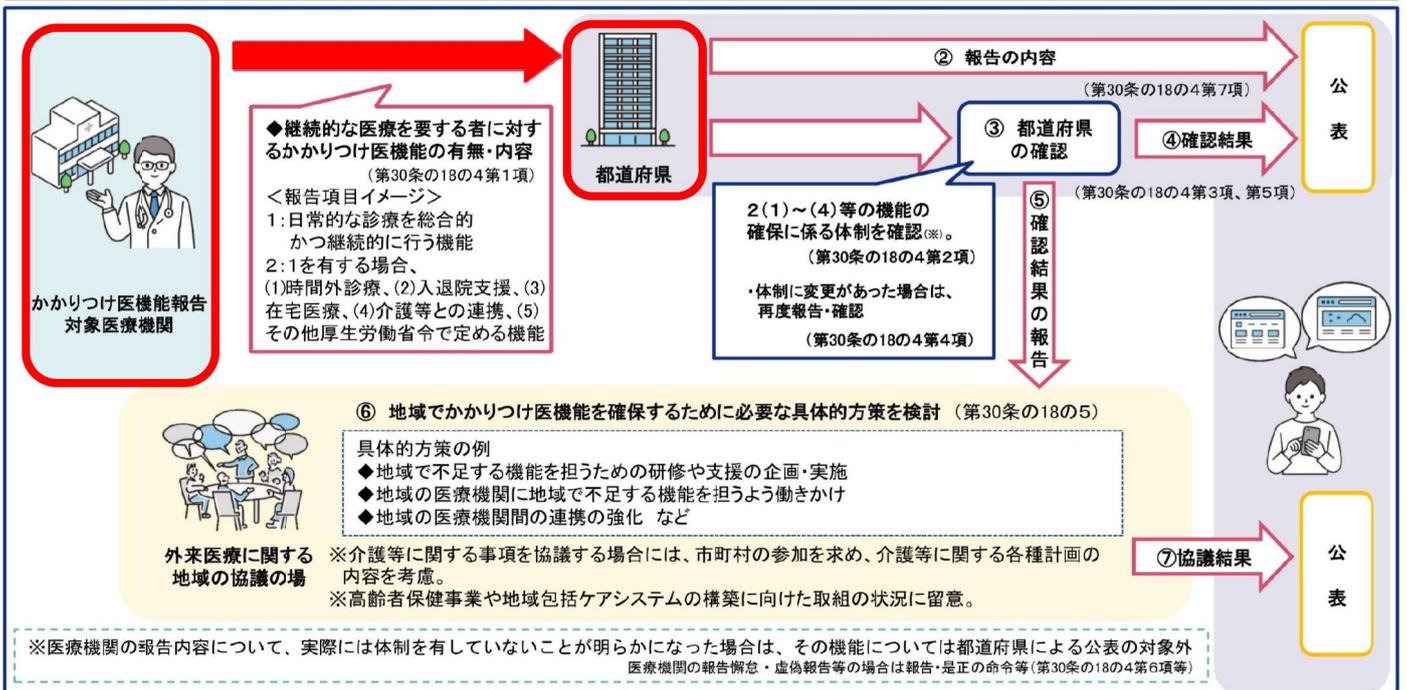
かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

令和6年10月18日 かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



6 4

報告事項の具体的内容の例 (1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能)

1号機能の報告事項に係る具体例です。

1号機能の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
17の診療領域ごとの一次診療の対応可否 (一次診療を行うことができる疾患も報告)	①一次診療の対応ができる領域	<ul style="list-style-type: none"> 該当無し 皮膚・形成外科領域 神経・脳血管領域 精神科・神経科領域 眼領域 耳鼻咽喉科領域 呼吸器領域 消化器系領域 肝・胆道・膵臓領域 循環器系領域 腎・泌尿器系領域 産科領域 婦人科領域 乳腺領域 内分泌・代謝・栄養領域 血液・免疫系領域 筋・骨格系及び外傷領域 小児領域
	②一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患	<ul style="list-style-type: none"> 該当無し 貧血 糖尿病 脂質異常症 統合失調症 うつ (気分障害、躁うつ病) 不安、ストレス(神経症) 睡眠障害 認知症 頭痛(片頭痛) 脳梗塞 末梢神経障害 結膜炎、角膜炎、涙腺炎 白内障 緑内障 近視・遠視・老眼 (屈折及び調節の異常) 中耳炎・外耳炎 難聴 高血圧 狭心症 不整脈 心不全 喘息・COPD かぜ、感冒 アレルギー性鼻炎 下痢、胃腸炎 便秘 慢性肝炎 (肝硬変、ウイルス性肝炎) 皮膚の疾患 関節症 (関節リウマチ、脱臼) 骨粗しょう症 腰痛症 頸腕症候群 外傷 骨折 前立腺肥大症 慢性腎臓病 更年期障害 乳房の疾患 正常妊娠・産じよくの管理 がん その他の疾患

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会(令和7年7月31日)

報告事項の具体的内容の例 (2号機能：通常の診療時間外の診療)

2号機能(時間外診療)の報告事項に係る具体例です。

2号機能(時間外診療)の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況	①自院の外来患者又は家族からの平日準夜帯(概ね午後6時から午後10時)の対応	<ul style="list-style-type: none"> 有(診療時間外の診療対応) 有(診療時間外の電話対応) 有(複数の他医療機関と連携した診療時間外の診療対応) 有(複数の他医療機関と連携した診療時間外の電話対応) 無 <p>※意向の有無に係る選択肢は省略</p>
	②自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯(概ね午後10時から明朝6時)の対応	同上
	③自院の外来患者又は家族からの休日の対応	同上

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会(令和7年7月31日)

報告事項の具体的内容の例 (2号機能：入退院時の支援)

2号機能（入退院支援）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（入退院支援）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による 後方支援病床の確保状況	①自院又は連携による後方支援病床 (在宅患者の病状が急変した場合に 入院させるための病床)の確保	<ul style="list-style-type: none"> 有（自院による確保） 有（連携による確保） 有（自院及び連携による確保） 無 ※意向の有無に係る選択肢は省略
	②連携医療機関名称 ※①について「連携による確保」又 は「自院及び連携による確保」を選 択した場合にのみ入力	

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（令和7年7月31日）

9

報告事項の具体的内容の例 (2号機能：在宅医療の提供)

2号機能（在宅医療）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（在宅医療）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
自院又は連携による 在宅医療を提供する体制の 確保状況	①訪問診療の実施	<ul style="list-style-type: none"> 有 無 ※意向の有無に係る選択肢は省略
	②自院において主治医として 管理している在宅患者数 ※①について「有」を選択した 場合にのみ入力	<ul style="list-style-type: none"> 1～10人 11～30人 31～60人 61～100人 <ul style="list-style-type: none"> 101～150人 151～200人 201～300人 301人以上

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（令和7年7月31日）

10

報告事項の具体的内容の例 (2号機能：介護サービス等と連携した医療提供)

2号機能（介護サービス等との連携）の報告事項に係る具体例です。

2号機能（介護サービス等との連携）の報告事項に係る具体例

報告事項	入力項目	選択肢
地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況	①地域の医療介護情報共有ネットワークの仕組みへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 無 ※意向の有無に係る選択肢は省略
	②参加している情報共有ネットワークの名称 ※①について「有」を選択した場合にのみ入力	

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（令和7年7月31日）

11

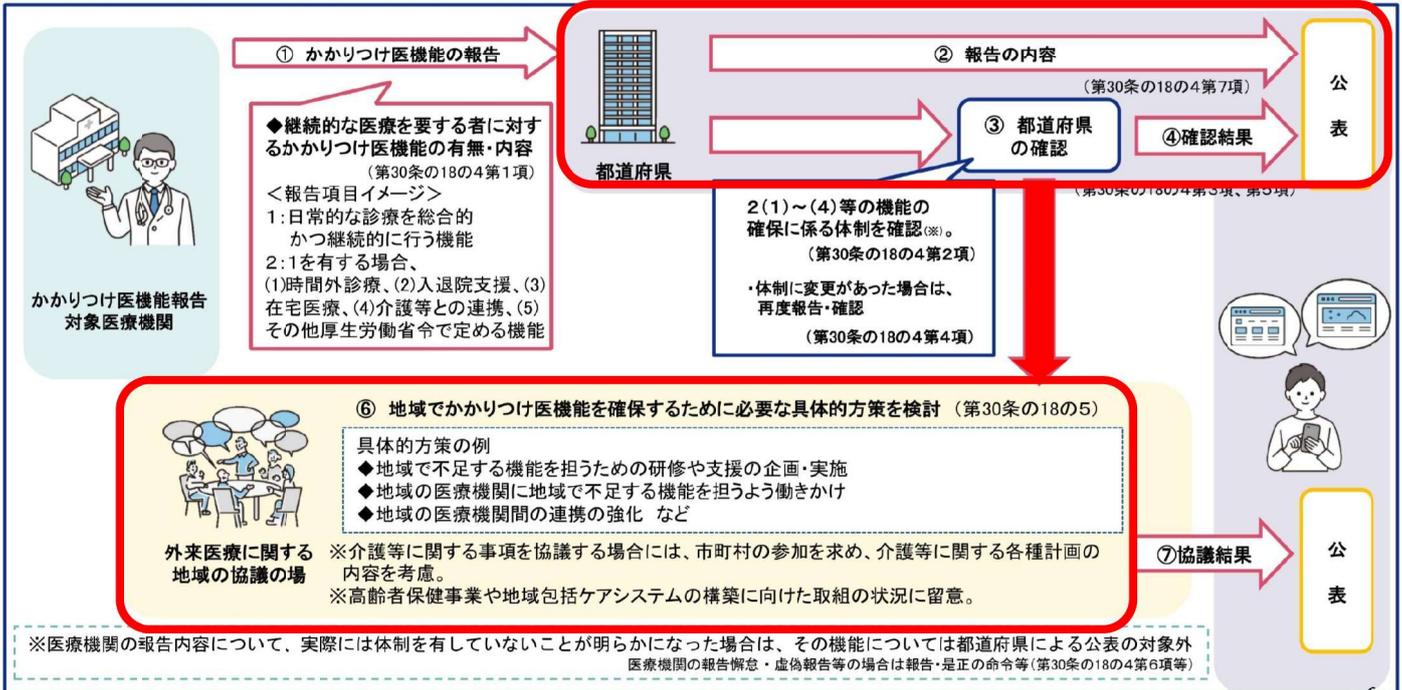
かかりつけ医機能報告の流れ

令和5年11月15日 第1回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料

令和6年10月18日 かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



12

かかりつけ医機能報告制度の年間スケジュール

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。

年間サイクルのイメージ

11月頃～
医療機関への定期報告依頼

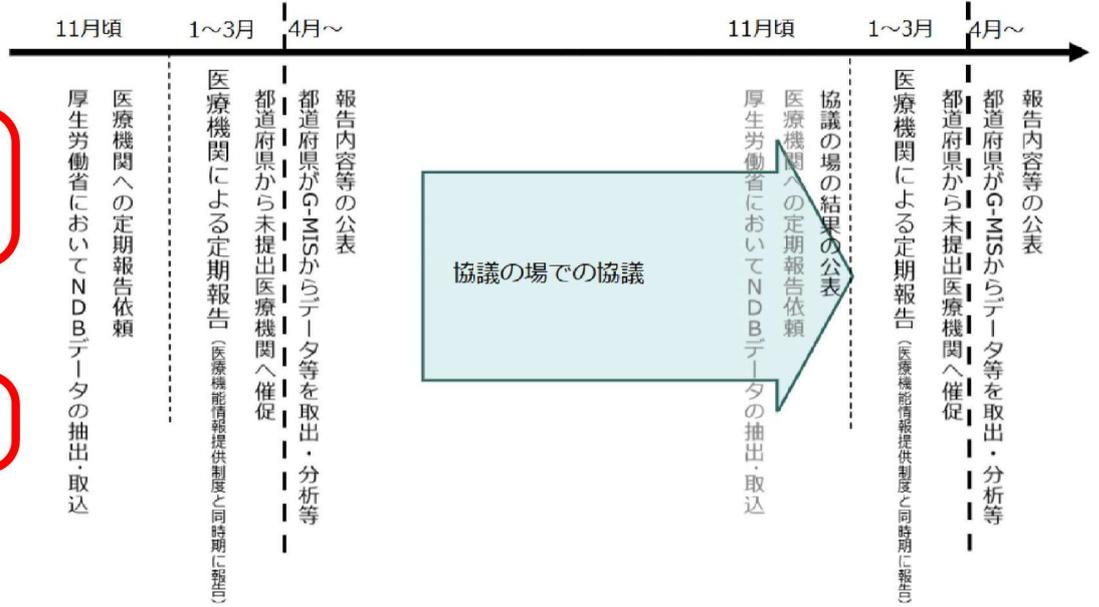
1～3月
医療機関による報告及び都道府県による体制の有無の確認

4月
報告内容や体制の有無の確認結果の公表

4～6月頃
報告内容の集計・分析等

7月頃～
協議の場の開催

12月頃～
協議の場の結果の公表



出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料(一部改)

第3回かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会(令和7年7月31日)

13

かかりつけ医機能報告制度の実施について
引き続き、御協力をよろしく願います。



岡山県マスコット ももっち・うらっち